



平成 23 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 コ メ リ
代表者名 代表取締役社長 捧 雄一郎
(コード番号 8218 東証第一部)
問合せ先 常務取締役 常務執行役員
経営企画室ゼネラルマネージャー
板垣 隆義
TEL. 025-371-4111 (代)

当社株式大量取得行為への対応策（買収防衛策）の継続に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 6 月 26 日開催の当社第 48 回定時株主総会において、当社株式の大量取得行為への対応策（買収防衛策）（以下、「現プラン」といいます。）を株主の皆様にご承認いただきましたが、その有効期限は、平成 23 年 6 月 24 日開催予定の当社第 50 回定時株主総会終結の時までとなっております。

当社は、現プランの有効期間満了に先立ち、現プラン導入後の情勢等を踏まえ、現プラン継続の是非の検討を行ってまいりました。その結果、①有効期間を 2 年間から 3 年間に延長、②特別委員会の検討作業及び検討期間について整理を行ったこと等の一部の修正を除き、実質的に同一内容（以下、修正後のプランを「本プラン」といいます。）にて、平成 23 年 6 月 24 日開催予定の当社第 50 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に本プランの議案を上程することを本日開催の取締役会において決定いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

なお、本プランの内容を決定した本日の取締役会において、当社監査役 4 名（内 3 名は社外監査役）全員出席し、その全員が本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランに賛成しております。

また、本日現在、特定の第三者から大量買付けを行う旨の通告や提案は、一切受けておりません。

1 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上への取組み

(1) 当社の経営の基本方針

当社の経営理念は、「企業とは人々の幸せのために存在すべきものであり、それでこそ社会から支持され、存続することができる」という考えに根ざしており、これは創業以来不変のものであります。

上記経営理念に基づき、当社は、建築及び農業分野における旧来の流通機構を改革し、真のチェーンストア産業の確立を目指してまいります。

（２）当社企業価値の源泉

上記基本方針に基づき、当社は、チェーンストアシステムの経営により、本来のホームセンターのあるべき姿を追求し、世の中の人々の豊かな暮らしを実現すべく、流通機構のイノベーションに取り組み、企業価値を向上させてまいりました。

当社は、独自の専門店業態である「ハードアンドグリーン」と、豊富な品揃えで業務需要等にも対応できる「ホームセンター」、そして圧倒的な売場面積と品揃えでプロのお客様のご要望にもお応えできる大型店の「パワー」を全国に展開しております。これらの業態を商圈の規模に応じ「船団方式」で出店することで、店舗網の拡大とドミナントエリアの形成に努めてまいりました。平成２３年３月３１日現在、「ハードアンドグリーン」を８８５店舗、「ホームセンター」を１２６店舗、「パワー」を１８店舗、「アテナ」１８店舗を含めると合計で１，０４７店舗を全国に出店しております。

また、商品開発に関しましては、標準化された１，０００店舗のマス力を活かすことで、原材料の段階から、加工・運搬・販売・消費に至るまでの全ての過程において、お客様の視点に立ったシステムの構築に努めてまいりました。特に、金物・資材・建材と園芸・農業用品分野におきましては、旧来の流通機構を近代化することで、プロのお客様のご要望にお応えすべく価値ある商品をより廉価で提供できる仕組みを構築してまいりました。

そして、このような店舗や商品等を支えるものが、当社独自のインフラである物流システムと情報システムであります。これらのシステムを駆使することで、きめ細かな商品管理や店舗におけるローコストオペレーションを実現してまいりました。更に「KOMERI.COM」によるインターネット事業の拡大や、「コメリリフォーム」によるリフォーム事業の展開により、様々なお客様の幅広いニーズにもお応えできる体制を整えてまいりました。

このように、当社は、独自のインフラによる新たな流通機構の構築と多店舗出店を行うことで、業界最多の標準化された店舗のマス力を最大限に活かした経営を行っております。

これら他社が真似のできない当社独自の経営ノウハウが当社の企業価値の源泉となっており、これらを十分に理解せずに行う経営では、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上ができないものと考えております。

（３）企業市民としての責任

当社は、平成２年に創設した「コメリ緑資金」を通じて、毎年、利益の１％相当額を原資とし、緑化活動ならびに文化・社会振興への還元事業を続けております。

（い）環境保全への取り組み

平成１１年に地域の緑化活動に参加する「緑資金ボランティア」制度を創設し、

これまで延べ1万人を超える当社従業員が地域の方と一緒に緑化活動に参加しております。また、平成8年に「財団法人緑育成財団」を設立し、園芸・農業分野への研究開発事業への支援も行っております。

(ii) 災害時における支援活動

近年多発する自然災害に対して、流通に携わる当社が果たせる役割は、「物資の供給責任」であると考え、災害発生時の活動基盤として「NPO法人コメリ災害対策センター」を平成17年に設立いたしました。今般の東日本大震災でも、各自治体や自衛隊からの物資の供給依頼に、迅速に対応いたしました。

このように、当社の1%還元事業は、当初の緑化活動のみならず農業分野における研究開発事業や災害時における物資供給、広くは文化・社会振興へも支援の輪を広げております。

今後も当社は、このような活動を通じて、企業市民としての社会責任を果たしてまいります。

(4) コーポレート・ガバナンス強化への取り組み

当社は、平成15年6月より、従来代表取締役社長に集中していた機能を二分し、グループ全体の統括、グループ戦略、事業戦略等を担う「代表取締役会長兼最高経営責任者（CEO）」、店舗・商品・物流・情報等の業務執行を担う「代表取締役社長兼最高執行責任者（COO）」による経営体制、及び執行役員制度を採用し、取締役会から業務執行機能を分離しております。その結果、取締役会は、少数の取締役での運営となり、戦略意思決定とコンプライアンス強化が図れる経営体制となっております。また、独立性の高い社外取締役1名、社外監査役3名を選任しております。

当社は、引き続き、コーポレート・ガバナンスの強化を図る体制を確保してまいります。

2 本プラン導入の目的

当社は、株式の大量買付けであっても、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等から見て企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付けの内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との

交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

とりわけ、当社の企業価値の源泉は上記１（２）に記載のとおり、当社独自の経営ノウハウにあり、これが当社の株式の大量買付けを行う者に十分に理解されない場合には、当社の企業価値及び株主共同の利益は毀損されることになります。

一方、現時点において、別掲に記載のとおり、当社株式における当社役員及びその関係者等の保有比率は約４０％となっておりますが、過去においても、自由意思による株式の売買が行なわれており、今後においても同様であります。また、個人の大株主のなかには高齢者もあり、今後相続等により、個人及びその関連会社所有の当社株式の譲渡・処分等を行うことは否定できず、株式の流動性が大きく増す可能性を常に有しているといえます。また、当社は、今後とも多店舗出店を行ってまいります。出店が加速していく中で、設備投資資金の調達はきわめて重要であり、資金調達を資本市場に求める際には、流通する株式の増加とともに、各株主の株式所有割合が低下することとなります。

このように、今後、当社の発行する株式の流動性が増した場合、当社企業価値及び株主共同の利益に反する株式の大量買付けが行われる可能性も否定できないものであります。

当社は現在、特定の第三者から大量買付けを行う旨の通告や提案は一切受けておりませんが、企業は、将来を見据え課題に対処していくべきものであり、このような行為に対する対応は平時より策定し、表明しておく必要があると考えております。

こうしたことから、当社は、当社株式に対する大量買付けが行われる場合、一定の手続きにより行われることが株主共同の利益に合致すると考え、下記のとおり事前の情報提供等に関する手続きを設定することといたしました。

３ 本プランの内容

（１）本プランの概要

① 本プラン発動に係る手続きの設定

本プランは、当社の株式等に対する買付けもしくはこれに類似する行為またはその提案（当社取締役会が友好的と認めるものを除き、以下「買付け等」といいます。）が行われる場合に、買付け等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付け等に関する情報を求め、当該買付け等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続きを定めています。

② 新株予約権無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続きに従うことなく買付け等を行う等、当社の企業価値・株主共同の利益が著しく損なわれる恐れがあると認められる場合には、当社は当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該

買付者等以外の者から当社株式の発行と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点のすべての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に定義されます。）により割当てます。

③ 取締役の恣意的判断を排するための特別委員会の設置

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、別途定める特別委員会規則（概要については別紙Ⅰをご参照ください。）に従い、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置いたします。なお、本プランに基づく本定時株主総会時点における特別委員会委員候補者の氏名・略歴については、別紙Ⅱに記載のとおりです。

④ 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が発行された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は約50%まで希釈化される可能性があります。

（2）本プランの対象となる買付け等

以下の①または②に該当する買付け等がなされる場合、対象となります。

- ① 当社が発行する株式等¹について、保有者²の株式等保有割合³が20%以上となる買付け
- ② 当社が発行する株式等⁴について、公開買付け⁵に係る株式等の所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

¹ 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」をいいます。本書において別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

² 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）本書において同じとします。

³ 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」をいいます。本書において同じとします。

⁴ 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」をいいます。本書において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本書において同じとします。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」をいいます。本書において同じとします。

⁷ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に規定される「特別関係者」をいいます。ただし、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外のものによる株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。本書において同じとします。

(3) 買付者等に対する情報提供の要請

上記 (2) に定める買付け等を行う買付者等は、当社取締役会が友好的であると認めた場合を除き、まず、当社宛に、下記の内容の「意向表明書」を提出していただきます。

- ① 買付者等の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先
- ② 提案する買付け行為の概要
- ③ 本プランに定める手続きを遵守する旨

その上で、買付者等には、当社に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を当社の指定する形式及び方法により提供していただきます。当社取締役会は、上記の買付者等による意向表明書受領後 10 営業日以内に、買付者等から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該買付者等に交付いたします。なお、意向表明書及び本必要情報における使用言語は、日本語に限ります。

本必要情報の具体的内容は買付者等の属性及び買付け行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下の事項を含みます。

- (i) 買付者等及びそのグループ（共同保有者⁸、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報、当該買付け等による買付け等と同種の過去の取引の詳細及びその結果等を含みます。）
- (ii) 買付け等の目的、方法及び内容（買付け等の対価の価額・種類、買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付け等の方法の適法性、買付け等の実現可能性に関する情報等を含みます。）
- (iii) 買付け等の価額の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報を含みます。）
- (iv) 買付け等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- (v) 買付け等の後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、及び配当政策
- (vi) 買付け等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針
- (vii) その他当社取締役会及び特別委員会が合理的に必要と判断する情報

⁸ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定される「共同保有者」をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者

とみなされる者を含みます。(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)本書において同じとします。

当社取締役会は、本必要情報を受領した後、速やかにこれを特別委員会に提供するものいたします。

特別委員会は、買付者等から提供していただいた情報を精査した結果、本必要情報としては不十分であると認められる場合には、買付者等に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

(4) 買付け等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

特別委員会は、買付者等から本必要情報が提出された場合、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上という観点から本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等の比較検討等を行うために、当社取締役会に対して適宜回答期限を定めた上（原則として60日を上限とします。）、買付者等の買付け等の内容に対する意見（留保する意見を含むものとします。以下、同じとします。）、その根拠資料及びその代替案（もしあれば）その他特別委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができます。

② 特別委員会による検討作業

特別委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記①記載のとおり情報の提供を要求した場合には）当社取締役会からの情報等（追加的に情報の提供を要求したものも含みます。）を受領した後、必要な情報が十分に提供されたと判断し、その旨を当社取締役会に伝えた日から、原則として最長60日の検討期間（ただし、特別委員会の判断により、下記（5）④に記載する場合等には、特別委員会は当該期間を延長する決議ができるものとします。）（以下、「特別委員会検討期間」といいます。）を設定いたします。

特別委員会は、特別委員会検討期間内において、買付者等及び当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討及び買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討を行います。また、特別委員会は、必要があれば、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、当該買付等の内容を改善させるために、自らまたは当社取締役会等を通じて当該買付者等と協議・交渉を行い、また、株主の皆様に対する当社の代替案の提示等を行うものとします。

買付者等は、特別委員会が、特別委員会検討期間内において、当社取締役会を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応

じなければならないものとします。なお、買付者等は、特別委員会検討期間が終了するまでは、買付け等を開始することはできないものとします。

特別委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができるものとします。

③ 情報開示

特別委員会は、自らまたは取締役会を通じて、買付者等が現れた事実、買付者等から本必要情報が提出された事実、特別委員会検討期間が開始した事実、当社取締役会が特別委員会に代替案を提示した事実及び本必要情報の概要その他の情報のうち特別委員会が当社株主の皆様の判断のために必要と認める事項を、特別委員会が適切と判断する時点で、株主の皆様に対する情報開示を行います。

（５）買付け行為への対応手続き

① 買付者等が本プランにおいて定められた手続きを遵守した場合

特別委員会が、買付者等が本プランにおいて定められた手続きを遵守したと判断した場合には、原則として対抗措置の不発動を勧告し、当社取締役会は、原則として、当該買付け行為に対する対抗措置は取りません。

買付者等の買付け提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付け提案と本必要情報、及びそれに対する当社取締役会の意見・代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

ただし、買付者等が本プランにおいて定められた手続きを遵守した場合であっても、当該買付け行為が当社企業価値及び株主共同の利益を著しく損なう等、当社に回復し難い損害をもたらすと特別委員会が判断した場合には、対抗措置の発動を勧告し、例外的に、当社取締役会は、当社株主の皆様の利益を守るために適切と考える対抗措置を取ることがあります。

当該買付け行為が当社株主全体の利益を著しく損なうか否かについて特別委員会が検討及び判断する際には、その客観性及び合理性を担保するため、特別委員会が買付者等の提供する買付け後の経営方針を含む本必要情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら当該買付者及び買付け行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該買付け行為が当社株主全体の利益に与える影響を検討し、本プランに基づく対抗措置を例外的に発動すべき場合か否かについて当社取締役会に勧告をいたします。

買付け行為が当社企業価値及び株主共同の利益を著しく損なう等、当社に回復し難い損害をもたらす場合としては、以下のような例を想定しております。

（i） 以下に掲げる行為等により当社企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵

害をもたらすと判断される買付け行為

(ア) 当該買付け等が、真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合

(イ) 当該買付け等が、当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的であると判断される場合

(ウ) 当該買付け等が、当社の経営を支配した後に、当社の資産を買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定であると判断される場合

(エ) 当該買付け等が、当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的であると判断される場合

(ii) 当該買付け等が、強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買収を勧誘することなく、二段階目の買付け条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）など株主に当社株式の売却を事実上強要する恐れがあると判断される場合

② 買付者等が本プランにおいて定められた手続きを遵守しない場合

買付者等が本プランにおいて定められた手続きを遵守しなかった場合には、具体的な買付け方法の如何にかかわらず、特別委員会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、当社取締役会に対して対抗措置を発動することを勧告する場合があります。

③ 対抗措置発動の中止等の勧告について

特別委員会は、上記①または②において、買付け行為に対して本プランに基づく対抗措置を発動することを勧告した後、買付者等が買付け等を撤回した場合、または対抗措置発動の勧告を判断した際の前提となった事実関係に変更が生じ、対抗措置発動を実施することが相当でなくなった場合において、当社取締役会に対し対抗措置の発動を中止するよう勧告するものといたします。

④ 特別委員会評価期間の延長

特別委員会が、当初の特別委員会評価期間の終了時までに、対抗措置の実施または不実施の勧告を行うに至らない場合には、特別委員会は、買付者等の買付け等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で、特別委員会評価期間を延長する旨の決議を行います（ただし、30日間を超えないものとします。）。

上記決議により特別委員会評価期間が延長された場合、特別委員会は、自らまたは

取締役会を通じて、株主の皆様に対して、特別委員会評価期間の具体的な延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由の情報開示を行った上で、引き続き情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に対抗措置の実施または不実施の勧告を行うよう最大限努めるものいたします。

⑤ 当社取締役会による特別委員会の勧告の尊重

当社取締役会は、特別委員会の上記勧告を最大限尊重し、本プランに基づく対抗措置の要否等を最終的に決定いたします。

4 本新株予約権の無償割当ての内容

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての内容は、以下のとおりです。

(1) 本新株予約権の割当対象となる株主

当社取締役会が別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社株式は除きます。）1株に対し本新株予約権1個の割合で本新株予約権を割当てます。

(2) 本新株予約権の総数

割当期日における最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の保有する当社株式の数を除きます。）と同数といたします。

(3) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

(4) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、原則として1株といたします。

(5) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額は1円といたします。

(6) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間は、本新株予約権の発行日（ただし、本新株予約権発行決議において当社取締役会が別途これに代わる日を定めた場合には当該日）を初日とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で本新株予約権の発行決議において当社取締役会が定める期間といたします。ただし、下記(9)①に基づき、当社が本新株予約権を取

得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日といたします。

(7) 本新株予約権の行使条件

① 以下の者は新株予約権を行使することができないものといたします。

- (ア) 特定大量保有者¹
- (イ) 特定大量保有者の共同保有者
- (ウ) 特定大量買付者²
- (エ) 特定大量買付者の特別関係者
- (オ) 上記(ア)ないし(エ)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは継承した者
- (カ) 上記(ア)ないし(オ)記載の関連者³

¹ 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者、その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。

² 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下同じとします。）の開始の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株式等（金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。）とその者の特別関係者の株式所有割合とを合計して20%以上となる者をいいます。

³ 実質的にその者が支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、または、その者と協調して行動するものとして当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

② 上記①にかかわらず、下記(ア)ないし(エ)の各号に記載される者は、特定大量保有者または特定大量買付者に該当しないものとします。

- (ア) 当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義されます。）または、当社の関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義されます。）
- (イ) 当社を支配する意図がなく上記①(ア)に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記①(ア)に記載する要件

- に該当することになった後10日間（ただし、当社取締役会にかかる期間を延長することができます。）以内にその保有する当社の株式等を処分することにより上記①（ア）に記載する要件に該当しなくなった者
- （ウ） 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記①（ア）に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（ただし、その後自己の意思により当社の株式等を新たに取得した場合を除きます。）
- （エ） その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（当社取締役会は、いつでもこれを認めることができます。また、一定の条件の下に当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限ります。）
- ③ 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し、（ア）所定の手続きの履行もしくは（イ）所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含みます。）の充足、または、（ウ）その双方（以下「準拠法行使手続き・条件」と総称します。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続き・条件が全て履行または充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には新株予約権を行使することができないものといたします。ただし、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行または充足することが必要とされる準拠法行使手続き・条件については、当社取締役会としてこれを履行または充足する義務を負わないものといたします。また、当該管轄地域に所在する者に新株予約権の行使をさせることが当該法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができないものといたします。
- ④ 上記③にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、（ア）自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家（**accredited investor**）であることを表明、保証し、かつ（イ）その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社株式の転売は東京証券取引所における普通取引（ただし、事前の取り決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとします。）によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該新株予約権を行使することができます。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションD及び米国州法に係る準拠法行使手続き・条件を履行または充足するものとします。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記（ア）及び（イ）を充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができません。

- ⑤ 新株予約権を有する者は、当社に対し、自らが特定大量買付者等に該当せず、かつ、特定大量買付者等に該当する者のために行使しようとしている者でないこと、及び新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面並びに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものいたします。
- ⑥ 新株予約権を有する者が本規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものいたします。

(8) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものいたします。

(9) 本新株予約権の取得条項

- ① 当社は、行使期間開始日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会の決定により、当社取締役会が定める日（以下「取得日」といいます。）をもって、取得日の前日までに未行使の新株予約権（ただし、新株予約権を行使できない者が有する新株予約権を除きます。）を取得することができるものとし、これと引換えに、新株予約権 1 個につき、対象株式数の当社普通株式を発行することができるものとします。

(10) 新株予約権証券の不発行

本新株予約権証券は発行しないものとします。

5 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結時から平成 26 年 3 月期の定時株主総会終結時までの約 3 年間といたします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の定時株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合や、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止することが可能であるものいたします。

また、当社取締役会は、法令（会社法及び金融商品取引法を含みます。）の新設または改正により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合においては、特別委員会の承認を得た上で、本プランを修正または変更する場合があります。

6 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足し、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されております。

(2) 株主意思の重視

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご承認の下に導入されます。

また、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の定時株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合や、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、本プランの導入及び廃止は、株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

(3) 特別委員会の設置と情報公開

当社は、取締役の恣意的判断を排するため、本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、当社取締役会から独立した組織として特別委員会を設置いたします。特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができ、判断の公正さ・客観性がより強く担保されております。

また、その判断の内容等につきましては、情報開示を行い、本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

(4) 対抗措置を発動する要件の設定

本プランは、上記3（5）「買付け行為への対応手続き」に記載のとおり、対抗措置の発動に関して、合理的な客観的要件を定めており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

7 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プラン導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。したがって、株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の発行時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が本方針に基づき、別途設定する割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。かかる割当てを受けた株主の皆様が、所定の権利行使期間内に、下記(3)記載の手続きを経なかった場合、他の株主の皆様による本新株予約権の行使に伴い、その保有する当社株式につき希釈化が生じますが、当社が本新株予約権を当社株式と引換えに取得する手続きをとった場合には、株主の皆様は、下記(3)記載の手続きを経ることなく、当社による本新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため、こうした希釈化は生じません。

なお、当社は、割当期日や本新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、例えば、買付者等が買付け等を撤回した等の事情により、本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の行使期間開始前日までに、当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあり、その場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないことから、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提として売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の被害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴い株主の皆様に必要なとなる手続き

当社取締役会が本プランに基づき、新株予約権無償割当ての決議を行った場合、当社取締役会で割当期日を定め、これを公告いたします。割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その所有株式に応じて新株予約権が割当てられます。

また、当社は、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書(株主ご自身が特定大量保有者ではないこと等の誓約文書を含む当社所定の様式によるものといたします。)その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、権利行使期間内にこれらの必要書類を提出し、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、1株の当社普通株式が発行されることになります。

ただし、当社が取得の手続きを取った場合には、当社取締役会が取得の対象として決定した本新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式が発行されることになります。(なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定大量保有者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。)

上記の他、払込方法等の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対し、公表または通知いたしますので当該内容をご確認ください。

以上

別紙 I

特別委員会規則の概要

- 1 特別委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- 2 特別委員会の委員は、3名以上とし、当社社外取締役、当社社外監査役、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。
- 3 特別委員会委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役または社外監査役であった特別委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（ただし、再任された場合を除く。）には、特別委員会委員としての任期も同時に終了する。
- 4 特別委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この特別委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う。なお、特別委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施または不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
- 5 上記に定めるところに加え、特別委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - ① 本プランの対象となる買付け等への該当性の判断
 - ② 買付者等及び当社取締役会が特別委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ③ 買付者等の買付け等の内容の精査・検討
 - ④ 買付者等との交渉・協議
 - ⑤ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑥ 特別委員会検討期間の延長の決定
 - ⑦ 本プランの修正または変更に係る承認
 - ⑧ その他本プランにおいて特別委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑨ 当社取締役会が別途特別委員会が行うことができると定めた事項
- 6 特別委員会は、買付者等に対し、意向表明書の記載内容及び提供された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提供するよう求める。ま

た、特別委員会は、買付者等から本必要情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に買付者等の買付け等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他特別委員会が適宜必要と認める情報を提供するように要求することができる。

7 特別委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付け等の内容を改善させる必要があるれば、直接または間接に、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会の代替案の株主に対する提示等を行うものとする。

8 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会が必要と認める者の出席を要求し、特別委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。

9 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

10 各特別委員会委員は、買付け等がなされた場合その他いつでも特別委員会を招集することができる。

11 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由がある場合は、特別委員会の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

別紙Ⅱ

特別委員会委員候補者の略歴

松田 修一（まつだ しゅういち）

【略歴】

昭和61年4月 早稲田大学システム科学研究所助教授
平成 3年4月 早稲田大学システム科学研究所教授
平成 9年4月 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科MBA担当教授
平成12年6月 当社取締役（現任）
平成19年4月 早稲田大学大学院商学研究科MOT担当教授（現任）
平成19年6月 当社特別委員会委員（現任）
平成22年3月 当社独立役員（現任）

※松田修一氏は、会社法第2条第15号に規定される社外取締役であり、平成23年6月24日開催予定の当社第50回定時株主総会における再任社外取締役候補者であります。なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

藤田 善六（ふじた ぜんろく）

【略歴】

昭和55年4月 弁護士登録
昭和60年6月 藤田善六法律事務所開設
現在に至る
平成 2年4月 新潟県弁護士会副会長
平成12年6月 当社社外監査役（現任）
平成15年4月 新潟県弁護士会副会長
平成19年4月 新潟県弁護士会会長
平成19年6月 当社特別委員会委員（現任）
平成23年4月 日本弁護士連合会副会長（現任）

※藤田善六氏は、会社法第2条第16号に規定される社外監査役であり、平成23年6月24日開催予定の当社第50回定時株主総会における再任社外監査役候補者であります。なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

田久保 武志（たくぼ たけし）

【略歴】

昭和53年10月 プライスウォーターハウス会計事務所入所
昭和59年 8月 田久保公認会計士事務所開設

現在に至る

平成 22 年 6 月 当社社外監査役（現任）

平成 22 年 6 月 当社独立役員（現任）

※田久保武志氏は、会社法第 2 条第 16 号に規定される社外監査役であり、平成 23 年 6 月 24 日開催予定の当社第 50 回定時株主総会における再任監査役候補者であります。
なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

別掲

大株主の状況

平成 23 年 3 月 31 日現在

氏名又は名称	所有株式数 (株)	出資比率 (%)
株式会社 米 利	13,734,642	25.2
株式会社 コメリ	3,631,178	6.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,926,900	5.3
捧 賢 一	2,717,585	4.9
シービーニューヨーク オービス エスアイシーアーヴィー	2,430,700	4.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,069,000	3.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 9）	1,557,200	2.8
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1,500,000	2.7
株式会社 第四銀行	1,325,373	2.4
有限会社 ささげ	1,300,647	2.3

以 上